

いろいろ改正された地方税法

ことしの市県民税はこうして

昭和四十一年度の地方税法の改正などによって、市税の一部が改正されましたが、このうち固定資産税と都市計画税の改正については、そのあらましを前月号でお知らせしましたので、今回は市県民税、軽自動車税および電気ガス税の改正についてお知らせします。

前と同額の七万円ですが、配偶者が前年中に五万円をこえる所得がある場合は、扶養親族のうち一人が、改正前五万円以下の所得が六万円、その他の扶養親族一人につき三万円が四万円に、専従者控除の控除限度額が引上げられました。

青色申告者の場合は改正前の八万円が十万円に、また、白色申告者の場合も改正前の五万円が六万円と共に引上げられた。

寡婦の範囲が広がられ、寡婦となる要件は扶養家族がなければならぬとされたが、改正後は扶養家族がなくとも前年中の所得金額が二万七千五百円以下の手と同一生計をしていれば、寡婦の特典が認められることになりました。

退職所得に対する市民税の特典が設けられ、昭和四十二年一月一日以降において、支払われる退職手当等については支払者が本人から徴収して市民税の納税額を前年の所得金額から控除することになり、市民税の申告期限は従来の三月二十日が所得税と同様に三月十日になりました。

法人等については、法人税の税率は改正前の一〇分の八、四が、一〇分の八、九になりました。

個人の市民税

(1)基礎控除は改正前は九万円でしたが、十万円に引き上げられた。

(2)配偶者控除が新設され、配偶者が前年中に五万円をこえる所得がある場合は、扶養親族のうち一人が、改正前五万円以下の所得が六万円、その他の扶養親族一人につき三万円が四万円に、専従者控除の控除限度額が引上げられました。

(3)扶養控除 控除の対象となる配偶者が不在の場合には、扶養家族のうち一人が、改正前と同額の所得が六万円以下で、かつ、他の扶養親族一人につき三万円が四万円に、専従者控除の控除限度額が引上げられました。

(4)寡婦の特典が認められることになりました。寡婦となる要件は扶養家族がなければならぬとされたが、改正後は扶養家族がなくとも前年中の所得金額が二万七千五百円以下の手と同一生計をしていれば、寡婦の特典が認められることになりました。

(5)退職所得に対する市民税の特典が設けられ、昭和四十二年一月一日以降において、支払われる退職手当等については支払者が本人から徴収して市民税の納税額を前年の所得金額から控除することになり、市民税の申告期限は従来の三月二十日が所得税と同様に三月十日になりました。

(6)法人等については、法人税の税率は改正前の一〇分の八、四が、一〇分の八、九になりました。

与所得者の場合(市県民税計算例)

家族構成	世帯主 41才 会社員	給与収入金額	650,000円
	妻 37才 無職	社会保険料	30,000円
	長男 14才 中学生	生命保険料	
	二男 10才 小学生		
	長女 6才 幼稚園		

	改正前(昭和40年度)	改正後(昭和41年度)
●所得金額の計算	$(650,000 \times \frac{10}{100}) + 55,750 = 120,750$ 650,000円 - 120,750円 = 529,250円	$(650,000 \times \frac{10}{100}) + 72,250 = 137,250$ 650,000円 - 137,250円 = 512,750円
●所得控除額の計算		
① 社会保険料	30,000円	30,000円
② 生命保険料	最高限度額 22,500円	最高限度額 22,500円
③ 扶養控除	第1順位 30,000円 × 3人 = 90,000円 その他の扶養親族 70,000円 + (30,000円 × 3人) = 160,000円	配偶者 40,000円 × 3人 = 120,000円 その他の扶養親族 80,000円 + (40,000円 × 3人) = 200,000円
④ 基礎控除	90,000円	100,000円
所得控除合計額	① + ② + ③ + ④ = 302,500円	① + ② + ③ + ④ = 352,500円
●課税標準額	226,750円	160,200円
●算出税額		
① 所得割	5,250円	3,300円
② 均等割	400円	400円
計	5,650円	3,700円
●市県民税合計	10,010円	7,000円

電気ガス税

今回の電気ガス税の改正は、非課税の追加が内容となっており、昭和四十一年六月一日以後の分(特別徴収によるものは六月一日以後において検針が行われる分)から適用されます。

(1) 電気製造に使用する電気、

(2) 揮発油を原料とする、

(3) 硫酸の製造に使用する電気について、昭和四十一年六月一日から三年間に限り、非課税となりま

(4) 製氷、冷蔵、凍結に使用する電気、

(5) 冷蔵貯蔵庫および冷蔵貯蔵庫において、直接製氷、冷蔵または凍結に使用する電気に対して、電気ガス税を課さないことになりました。

(6) 製氷能力が一事業所に限り、一日につき一、一トンス以上である製氷工場(凍結能力が一事業所に限り、一日につき、三トンス以上である冷蔵貯蔵庫)以上である冷蔵貯蔵庫(凍結貯蔵庫)の凍結貯蔵庫または凍結貯蔵庫の凍結貯蔵庫に限り、

下肢の不自由者に軽自動車税を減免

軽自動車税については、下肢の不自由者については、軽自動車税を減免する措置がとられることになりました。

(1) 減免をうけることができる者

(2) 減免の対象となる軽自動車

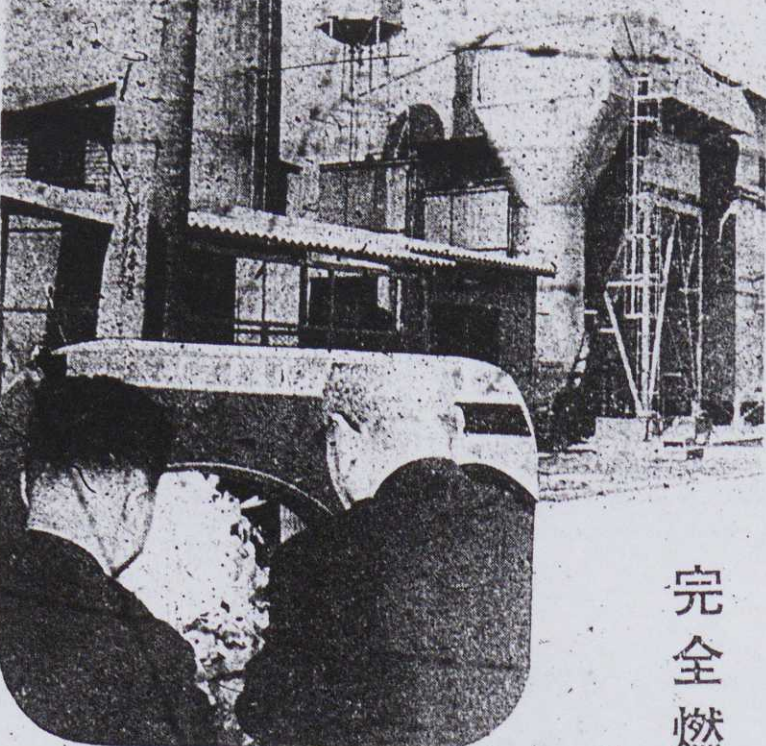
(3) 減免の手続き

下肢の不自由者とは、下肢の障害により、歩行が著しく困難な者で、身体障害者手帳の交付を受けている者。

減免を受けるためには、下肢の不自由者であることを、必要事項を記載した申請書を市長に提出するとともに、運転免許証、身体障害者手帳および軽自動車等を提示していただく必要があります。

前月号の二面記事「都市計画税の算定方法」の中で、改正前と改正が入り替わったのでお詫びいたします。

たばこは市内のたばこ店で



完全燃焼の焼却炉完成 公害防止つきが特徴

八万にならうとする町の人口、産業の発展と市民生活の向上などにより、ゴミの排出量は一日三十トンス以上におよんでいます。今までの焼却炉は昭和十七年に建設され、当時としては充分に燃焼していましたが、灰とカチの処理には問題がありました。能力が不足することになり、市では昨年、新しい焼却炉の建設を進めてまいりました。この完成式が行なわれ、十七日に竣工式が行なわれ、市長の手により火入れが行なわれました。

新しく作られた焼却炉は、一日に四十トンスものゴミの処理が可能な焼却炉です。十分に燃焼できるわけであり、灰とカチの処理も十分に行なわれます。またこの焼却炉は公害防止設備が備わっており、灰とカチの処理も十分に行なわれます。またこの焼却炉は公害防止設備が備わっており、灰とカチの処理も十分に行なわれます。

施工 四九百九日
三機工業株式会社
写真行なう市長

議会の動き

●常任委員会 (五月十日)

① 果水産試験場の誘致 果水産試験場は現在清水市にありますが、建物および施設共に老朽化し、更に面積が狭いので、果水産試験場を誘致し、更に水産試験場の発展を期するよう、関係団体と協議しながら、積極的な運動を展開するよう強く要望しました。

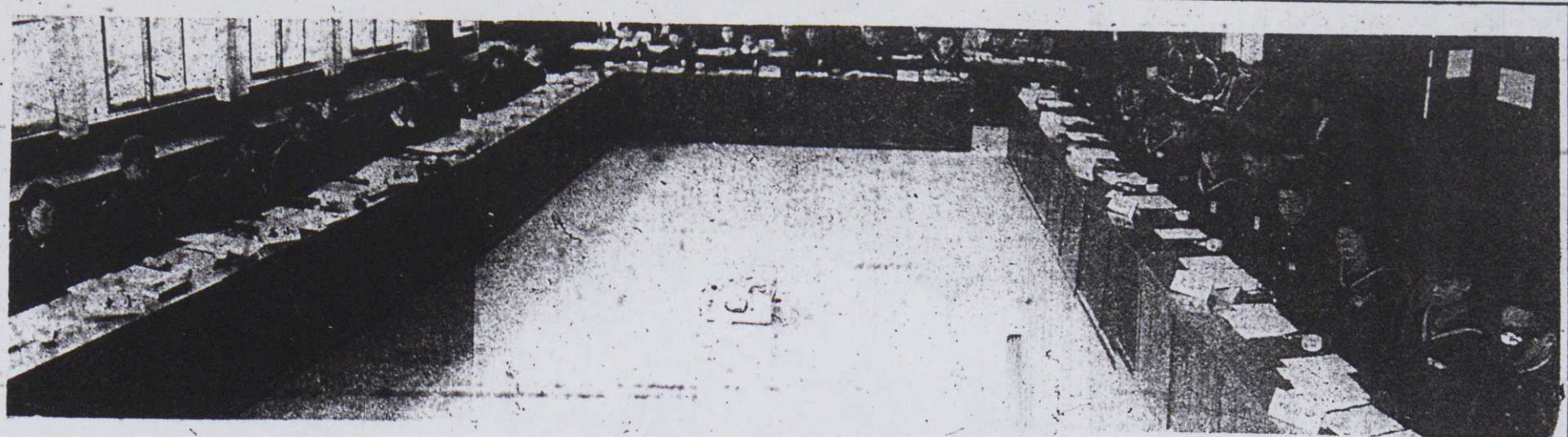
② 大村中学校プール建設状況について 建設の進捗状況等につき、建設より報告を聴取り、委員会は、予算執行と行政効果の面で遺憾するよう、強く要望しました。

③ 果水産、小泉八景帯の家の保存について 現状について事情を聴取した後、市として積極的な保存措置を講ずるよう要望しました。

●交通対策特別委員会 (五月十九日)

① 交通教室設置について 四月二十八日には、焼津東小学校PTA会長村松吉次氏ほかから、交通安全の急迫により、児童の交通安全教育が、課程の中に正しく位置づけられるよう求められていますので、東小学校としては、運動場の一部を利用し、交通モデル道路(歩道、車道交差点、踏切、横断歩道標識十五種、シグナル)対、自転車(六台)を造ることが決定しましたが、多額の経費を要するので、その補助方について要望がありました。

●視察来訪者 五月九日に東京都議会衛生・経済・清浄委員一行十二人が、鮮魚・青果物の流通過程並びにこれによる消費者価格の変動につき、調査、研究のため来県し、午前中焼津漁港、午後農協共同果菜所を視察、それぞれ関係者と懇談しました。



通学道路の整備 運動場の拡張 要望が続発

(市長、教育長と小中学生と語る会)

児童福祉課の行事として五月七日に市長と教育長、小中学生と語る会が市議場において行なわれた。

この日は市内の小、中学校十五校から男女各々一人づつ出席し、日頃自分たちの間に疑問な点あるいは、市政に対する意見など積極的のべられた。

必要な物から順次着手 市民コート建設も

市民相談室 一年間に五七九件

市民相談室は、今年度は、市民相談室の設置、また講堂などの学校施設の問題、また日に増加する交通量と相まって通学道路とか信号機の整備設備の問題など数多くの要望意見が出された。

この中で市長とかわり合った主なものを取り上げてみます。

運動場が非常に狭いので、拡張していただきたい。一〇〇円のお金も国や県の補助を得て使わなければならない状態であったが、比

比較的に、今年度は、市民相談室の設置、また講堂などの学校施設の問題、また日に増加する交通量と相まって通学道路とか信号機の整備設備の問題など数多くの要望意見が出された。

比較的に、今年度は、市民相談室の設置、また講堂などの学校施設の問題、また日に増加する交通量と相まって通学道路とか信号機の整備設備の問題など数多くの要望意見が出された。

比較的に、今年度は、市民相談室の設置、また講堂などの学校施設の問題、また日に増加する交通量と相まって通学道路とか信号機の整備設備の問題など数多くの要望意見が出された。

比較的に、今年度は、市民相談室の設置、また講堂などの学校施設の問題、また日に増加する交通量と相まって通学道路とか信号機の整備設備の問題など数多くの要望意見が出された。

比較的に、今年度は、市民相談室の設置、また講堂などの学校施設の問題、また日に増加する交通量と相まって通学道路とか信号機の整備設備の問題など数多くの要望意見が出された。

市民相談室 一年間に五七九件

法律問題中心に

一年間に五七九件

私たちの日常生活は、法律とは縁の遠いもののように考えられますが、毎日食

その他、一日もかかせない電灯や水道料などもそう

このように、私達は少

昭和四十年四月から四十年三月までの一年間は、

市民相談室では、市政に関することはもちろん、

交通事故による被害者・加害者で、事務手続きなど

市民相談室では、市政に関することはもちろん、

交通事故による被害者・加害者で、事務手続きなど

市民相談室利用状況 昭和40年4-41年3月分

種別	相談内容						処理状況			
	相談	苦情	陳情	諸願	意見	その他	計	解決	考究	未回答
総務課	9	6		2	3	1	21	17	4	21
企画課	8	4		1	5		18	15	3	18
税務課	29	8		3	5	2	47	45	2	47
市民課	26	4		2			32	32		32
公衆衛生課	4	6			6		16	16	2	18
産業課	26	1		4	4	3	38	33	5	38
建設課	10			6	6	2	24	19	5	24
都市計画課	13	1		3	6	1	24	21	3	24
社会福祉課	46	1	1	3	4	3	58	54	4	58
水道課	1						1	1		1
市立病院	1	1			1		3	3		3
教育委員会	2			2	1		5	5		5
その他	294		1	1	12		308	305	3	308
計	468	33	2	26	44	24	597	565	31	597

人口動態 (3月28日現在)

男	38691人	出生	45人	41人	86人
女	40046人	死亡	31人	11人	42人
計	78737人	死産	10人	4人	14人
世帯数	16,785戸				

水道週間を有意義に 工事は指定工事店え

第八回水道週間は、六月一日から七日まで全国的に展開されます。

この週間は健康を守り、産業を起し、消火に役立つ、生活を豊かにする水道を理解し、また水道を引いていないところには、一日も早く引けるように全国的に運動するものです。

水道は私たちの生活に欠かすことができない施設ですが、この水道をさらに正しく、大きく伸ばし、みなさんが等しく水道のある生活を送ることができるようになるためには、すでに水道のある家庭、これから水道を引こうとする家庭のみなさんに水道のしくみを知っていただき、水道を引かせるための準備を怠らぬようお願いします。

水道の施設増設変更などをすると、指定工事店へ必ず申し込みをくださる必要があります。

給水工事は指定工事店で一切の手続きを、申込み者にかわって水道課に届け出ることにしています。

無許可や指定工事店以外の工事店で行なう場合は施設のとりはずし、給水停止または相応の損害賠償をしてもらう場合があります。

焼津市の水道事業給水工事指定工事店(店)は次の通りです。

青島ポンプ製作所 電二一五三

石原ポンプ工業所 電三五二三

伊東ポンプ工業所 電六〇四五

片岡ポンプ 電五二九三

小泉ポンプ工業所 有線九七九二

齊田鉄工所 電六一五五

中田鉄工所 電四八一六

高松ポイラー工業所 電二〇一五

東海ポンプ工業所 電二〇六一

豊栄設備工業 電七二四八

焼津設備 電二八三六

こんなときは水道課へお届けください。

一、使用者の名義を変更するとき

二、水道を休止するとき

三、水道を再開するとき

四、アパート等を転出するとき

五、住宅を移転するとき

六、水道の使用を中止したとき

七、水道を引くとき

八、水道を引くとき

九、水道を引くとき

十、水道を引くとき

十一、水道を引くとき

十二、水道を引くとき

十三、水道を引くとき

十四、水道を引くとき

十五、水道を引くとき

十六、水道を引くとき

十七、水道を引くとき

十八、水道を引くとき

十九、水道を引くとき

二十、水道を引くとき

二十一、水道を引くとき

二十二、水道を引くとき

二十三、水道を引くとき

二十四、水道を引くとき

二十五、水道を引くとき

二十六、水道を引くとき

二十七、水道を引くとき

二十八、水道を引くとき

二十九、水道を引くとき

三十、水道を引くとき

三十一、水道を引くとき

三十二、水道を引くとき

三十三、水道を引くとき

三十四、水道を引くとき

三十五、水道を引くとき

三十六、水道を引くとき

三十七、水道を引くとき

三十八、水道を引くとき

三十九、水道を引くとき

四十、水道を引くとき

四十一、水道を引くとき

四十二、水道を引くとき

四十三、水道を引くとき

四十四、水道を引くとき

四十五、水道を引くとき

四十六、水道を引くとき

四十七、水道を引くとき

四十八、水道を引くとき

四十九、水道を引くとき

五十、水道を引くとき

五十一、水道を引くとき

五十二、水道を引くとき

五十三、水道を引くとき

五十四、水道を引くとき

五十五、水道を引くとき

五十六、水道を引くとき

五十七、水道を引くとき

五十八、水道を引くとき

五十九、水道を引くとき

六十、水道を引くとき

六十一、水道を引くとき

六十二、水道を引くとき

六十三、水道を引くとき

六十四、水道を引くとき

六十五、水道を引くとき

六十六、水道を引くとき

六十七、水道を引くとき

六十八、水道を引くとき

六十九、水道を引くとき

七十、水道を引くとき

七十一、水道を引くとき

七十二、水道を引くとき

七十三、水道を引くとき

七十四、水道を引くとき

七十五、水道を引くとき

七十六、水道を引くとき

七十七、水道を引くとき

七十八、水道を引くとき

七十九、水道を引くとき

八十、水道を引くとき

八十一、水道を引くとき

八十二、水道を引くとき

八十三、水道を引くとき

八十四、水道を引くとき

八十五、水道を引くとき

八十六、水道を引くとき

八十七、水道を引くとき

八十八、水道を引くとき

八十九、水道を引くとき

九十、水道を引くとき

九十一、水道を引くとき

九十二、水道を引くとき

九十三、水道を引くとき

九十四、水道を引くとき

九十五、水道を引くとき

九十六、水道を引くとき

九十七、水道を引くとき

九十八、水道を引くとき

九十九、水道を引くとき

百、水道を引くとき



お知らせ

保険料納付に困る方

免除申請の手続きを

(国民年金)

国民年金の保険料は月々、保険料を納めないでも、将来年金を受けられる資格を納付書で三ヶ月分ずつ年四回に納めていただいております。

保険料を滞納していると年金が受けられなくなり、せっかくの社会保険を自ら放棄することになります。多額の医療費がかかるなど、どうしても保険料を納めるのが困難な人は是非国民年金事務所へ相談してください。

免除申請が認められると、免除申請が認められると認められた期間については、四月からの免除申請が

できなくなり、免除の申請は生活保護を受けている人、及び障害福祉年金、母子福祉年金を受けられている人を除いて、毎年行わなければならないから、一度申請して免除が認められたらいつまでもよいと思いついてしまうので、注意してください。

この前納制度はそれぞれ定められた納期にその月に納める税金と次の納期以降に納めなければならない税金を、いっしょに納めることができます。

この方法は、前納金(指定代理、取納代理)で納付いたしますと、前納した税金の百分の一に前納金(指定代理、取納代理)で取り扱っており、月収(十四日以下は切り捨て、十五日以上は一カ月)をかならず印鑑を持参して、掛けた金額が領金として

大変に有利な納期前の納税

交付されますから、税金の納付が大変に有利になり納め忘れもなくなります。ぜひご利用ください。

たとえば市県民税年額額二〇〇、〇〇〇円

第一期が五、〇〇〇円、第二期以降が、それぞれ五、〇〇〇円、税金を納める人が、六月中旬に二期、三期、四期分を前納いたしますと、六五〇円の報償金が交付されることとなります。

なおこの制度は、市県民税(指定代理、取納代理)で納付する時に、かならず印鑑を持参してください。

保育に欠ける児童の 入所案内

遭難家族の子供さんも

市内の、保育に欠ける児童を持つ一般家庭と、アグリカン島近海漁船遭難事故による遭難家族のうち、母子世帯で保育に欠ける児童を対象とした、児童福祉法による市立第二保育所が、石津二〇〇一番地に七月一日開所の予定で準備をすすめております。

この保育所に入所を希望する方は、次のことにご留意の上、保育所入所申請書を、焼津市社会福祉事務所へ提出してください。

なお、申請用紙は福祉事務所保護課に用意してあります。



高草文化クラブは今年二月に結成されました。このクラブは会長石田さん、副会長田嶋さん、松田さんを中心として、二十五区の青年層が閉居し、地域の発展を図るとともに、地域社会の発展に寄与しようという目的で結成されました。

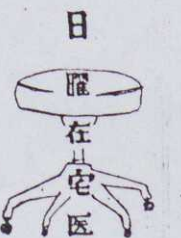
文化財の保護を

高草文化クラブの活動

この地域は市内でも、この地域は市内でも、有形無形の文化財が多くあり、昔から伝わる「山の神祭り」とか高草山にめずらしい「黄色いすみれ」などを保存、保護し、郷土愛を守りぬこうというので、とりあえず、今年、事業として、高草山ハイキングコースの道標を作ると、地域の発展、開発と併せてハイカー族へのサービスと大いに活躍し今後が期待されます。

もとよりこの地区は区民のみならず、このクラブのみならず地域の自衛消防にも大いに熱意を入れ、火災期には、区民こそって防火訓練を実施して、市民の模範とされております。

ことし一月四日の出初式には市長表彰を受けました。



日曜在宅医

- 第一日曜日【五日】
 - ◇産婦人科 花岡 医院 電五六〇五
 - ◇眼科 新坂 医院 電二八二六
 - ◇内科小児科 小沢 医院 電二七五二
 - ◇外 科 田淵 医院 電五六一一
 - ◇産婦人科 高坂 医院 電三三六五
 - ◇内科小児科 岡本 医院 電三三四二
 - ◇外 科 田淵 医院 電三三六五
 - ◇産婦人科 高坂 医院 電三三六五
 - ◇内科小児科 小沢 医院 電二七五二
 - ◇外 科 田淵 医院 電五六一一
 - ◇産婦人科 高坂 医院 電三三六五
 - ◇内科小児科 岡本 医院 電三三四二
 - ◇外 科 田淵 医院 電三三六五
 - ◇産婦人科 高坂 医院 電三三六五
- 第二日曜日【十日】
 - ◇産婦人科 花岡 医院 電五六〇五
 - ◇眼科 新坂 医院 電二八二六
 - ◇内科小児科 小沢 医院 電二七五二
 - ◇外 科 田淵 医院 電五六一一
 - ◇産婦人科 高坂 医院 電三三六五
 - ◇内科小児科 岡本 医院 電三三四二
 - ◇外 科 田淵 医院 電三三六五
 - ◇産婦人科 高坂 医院 電三三六五
 - ◇内科小児科 小沢 医院 電二七五二
 - ◇外 科 田淵 医院 電五六一一
 - ◇産婦人科 高坂 医院 電三三六五
 - ◇内科小児科 岡本 医院 電三三四二
 - ◇外 科 田淵 医院 電三三六五
 - ◇産婦人科 高坂 医院 電三三六五
- 第三日曜日【十五日】
 - ◇産婦人科 花岡 医院 電五六〇五
 - ◇眼科 新坂 医院 電二八二六
 - ◇内科小児科 小沢 医院 電二七五二
 - ◇外 科 田淵 医院 電五六一一
 - ◇産婦人科 高坂 医院 電三三六五
 - ◇内科小児科 岡本 医院 電三三四二
 - ◇外 科 田淵 医院 電三三六五
 - ◇産婦人科 高坂 医院 電三三六五
 - ◇内科小児科 小沢 医院 電二七五二
 - ◇外 科 田淵 医院 電五六一一
 - ◇産婦人科 高坂 医院 電三三六五
 - ◇内科小児科 岡本 医院 電三三四二
 - ◇外 科 田淵 医院 電三三六五
 - ◇産婦人科 高坂 医院 電三三六五
- 第四日曜日【二十日】
 - ◇産婦人科 花岡 医院 電五六〇五
 - ◇眼科 新坂 医院 電二八二六
 - ◇内科小児科 小沢 医院 電二七五二
 - ◇外 科 田淵 医院 電五六一一
 - ◇産婦人科 高坂 医院 電三三六五
 - ◇内科小児科 岡本 医院 電三三四二
 - ◇外 科 田淵 医院 電三三六五
 - ◇産婦人科 高坂 医院 電三三六五
 - ◇内科小児科 小沢 医院 電二七五二
 - ◇外 科 田淵 医院 電五六一一
 - ◇産婦人科 高坂 医院 電三三六五
 - ◇内科小児科 岡本 医院 電三三四二
 - ◇外 科 田淵 医院 電三三六五
 - ◇産婦人科 高坂 医院 電三三六五

午後八時から 午後五時まで

お褒めしたい 電話対応講座 (電話局)

焼津電報電話局では、市内の会社、商店、その他の団体を対象に「電話対応講座」を、積極的に実施して、大変役立ちます。

講師は、同局営業課長の無料です。お申し込みは、お申し込みください。

お申し込みは、お申し込みください。

毎月 10日 25日は 心配ごと相談日

費用 一切無料

時間 9～15時

ところ アミダ寺

気軽におでかけください (福祉事務所)

かくれた善意

1. 婦人	500円
鈴木裕美子	580円
焼津葉子組合	かしわもち
中野ミツエ	お手玉30組
匿名	1.10円
市内O.K生	1000円

(電四二一) または、営業課長へ直接どうぞ。なお、過日市役所においても、二日間開催していただきましたが、大変にわかりやすく解説していただきました。今後の電話の扱い方法など、あらためて取得することができました。

第8回 商業統計調査

7月1日を期して

※お伺いの節はご協力を (企画課)

今月の納税

市県民税 第1期分

国保税 6月分

納期 6月30日

労働組合事務所 (電七七一)

生活資金・住宅資金を 安い利息で一般勤労者にも

労働金庫では、本年四月から、一般勤労者にも生活資金や住宅資金の貸し出しをしております。利息は日歩二銭九厘のほかに、保証料三厘が加わり、市内に住んでいる人、同じ勤務先に五年以上勤続(住宅貸付は三年以上)の労働者に限り、最高月収が月賦返済金の五倍(一五〇万円までのうち、七以上(住宅貸付は四倍以上)を限度に、日歩一銭)が受けられます。

焼津地区労働事務所 (電三三三) 日通焼津支店内労働組合事務所 (電七七一)